

# 熊本地震における災害廃棄物処理事業 (公費解体) への取組について



令和元年 (2019年) 11月7日 熊本市

# 熊本地震における災害廃棄物処理事業（公費解体）への取組について

## 1 熊本地震の状況

- (1) 熊本市の概要
- (2) 被害
- (3) 災害廃棄物

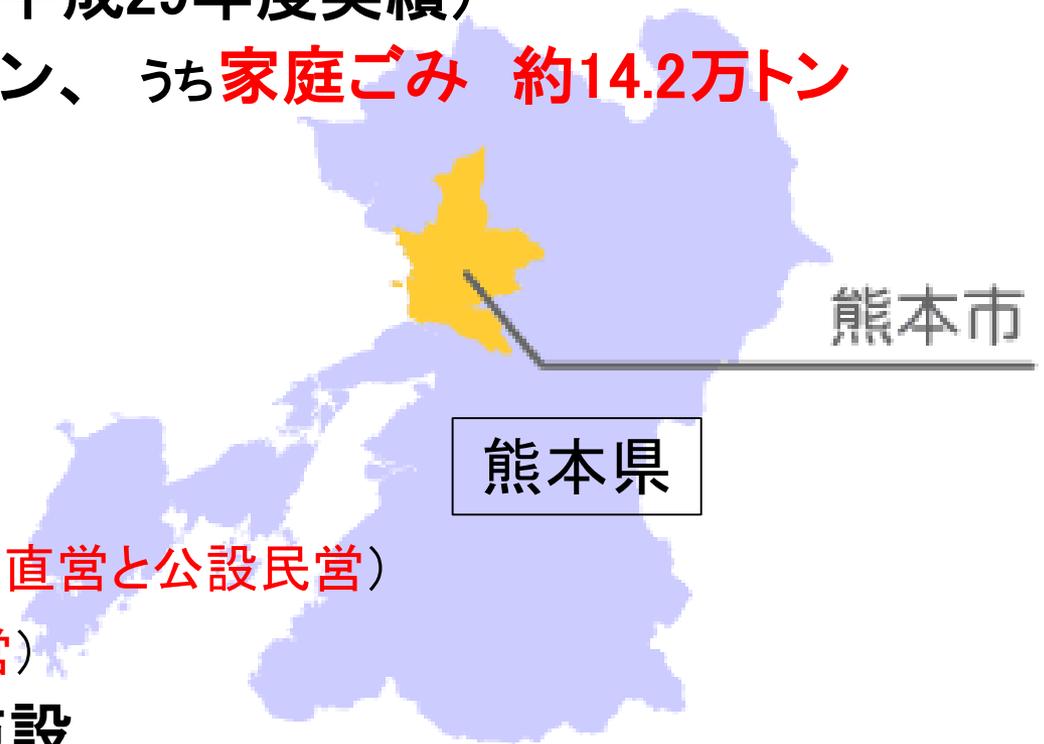
## 2 災害廃棄物処理の状況

- (1) 片付け・解体ガレキの処理
- (2) 被災家屋等の解体・撤去
- (3) 解体廃棄物処理

## 3 課題

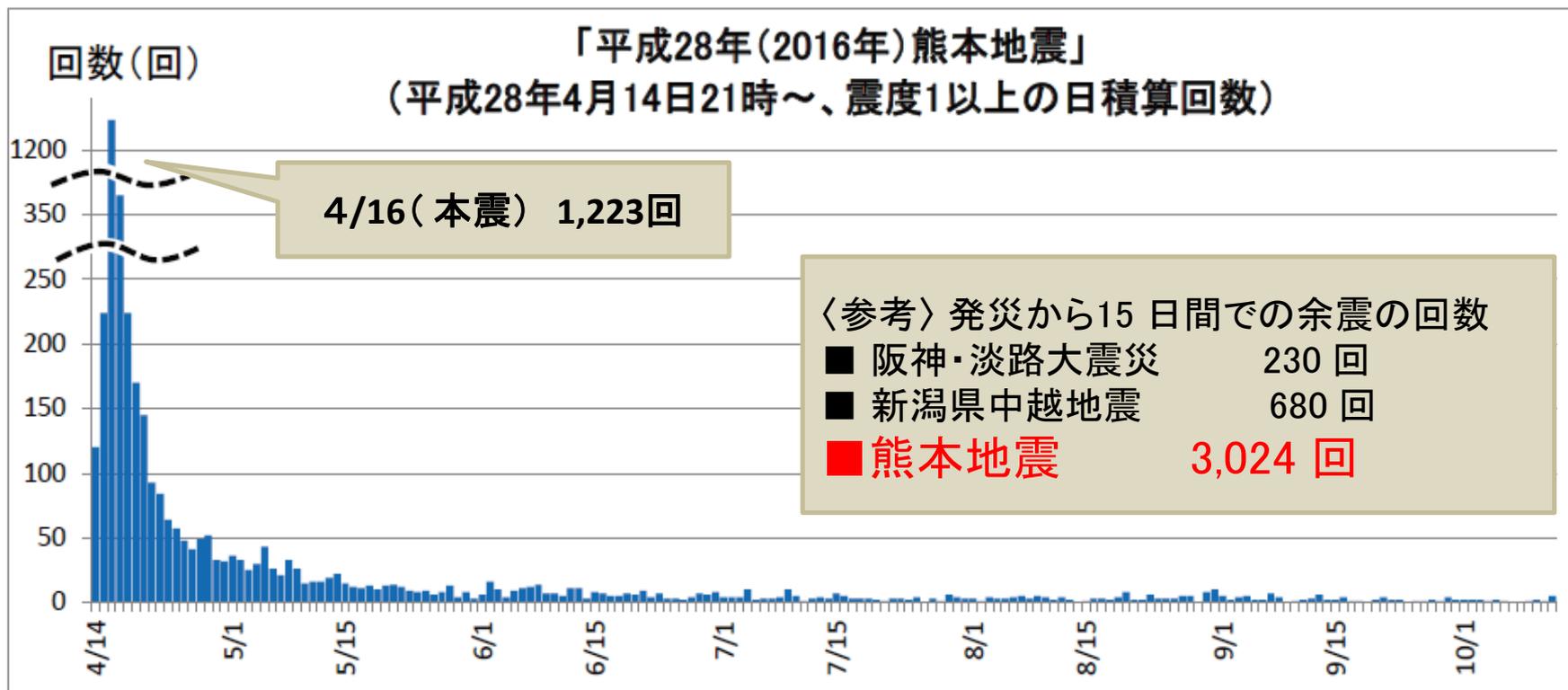
# 1. (1) 熊本市の概要

- **人口 739,393人、327,280世帯**  
(令和元年10月1日時点 推計人口)
- 廃棄物の年間排出量(平成29年度実績)  
一般廃棄物 約23.8万トン、うち**家庭ごみ 約14.2万トン**
- 家庭ごみの**収集**体制  
直営、民間委託業者
- 家庭ごみの**処理**施設  
**可燃**: 東・西環境工場(直営と公設民営)  
**不燃**: 埋立処分場(直営)  
資源物等: 民間処理施設



# 平成28年熊本地震の状況

- 前震 4月14日 市内震度6弱(県内最大震度7)
- 本震 4月16日 市内震度6強( // )
- 余震 震度6弱以上7回(観測史上初)



## 1. (2) 被害の状況



「熊本地震記録誌」(熊本市広報課)より

## 1. (2) 被害の状況



## 1. (2) 被害の状況

### ○人的被害（2019.4.30現在）

	人数(内訳)
死者	87人 (直接死 6人 関連死 81人)
重傷者	770人 (重度の障がい者6人を含む)

### ○住家被害(り災証明書交付件数)（2019.4.30現在）

り災区分	交付件数
全壊	5,766件
大規模半壊	8,967件
半壊	38,946件
一部損壊	82,714件
損壊なし	10件
計	136,403件

# 1. (2) 廃棄物処理施設の被害状況

【東部環境工場】600t/日

集塵機(バグフィルター)、機器  
冷却塔、配管、ダクト類の破損、  
出口ランプウェイ損傷 他多数

**操業停止(約一ヶ月)**



## 1. (2) 大地震発生 その時

### ➤ 熊本市地域防災計画

震度6弱以上、職員全員参集



➤ 自分自身の意識の切り替え  
被災者から公務員へ

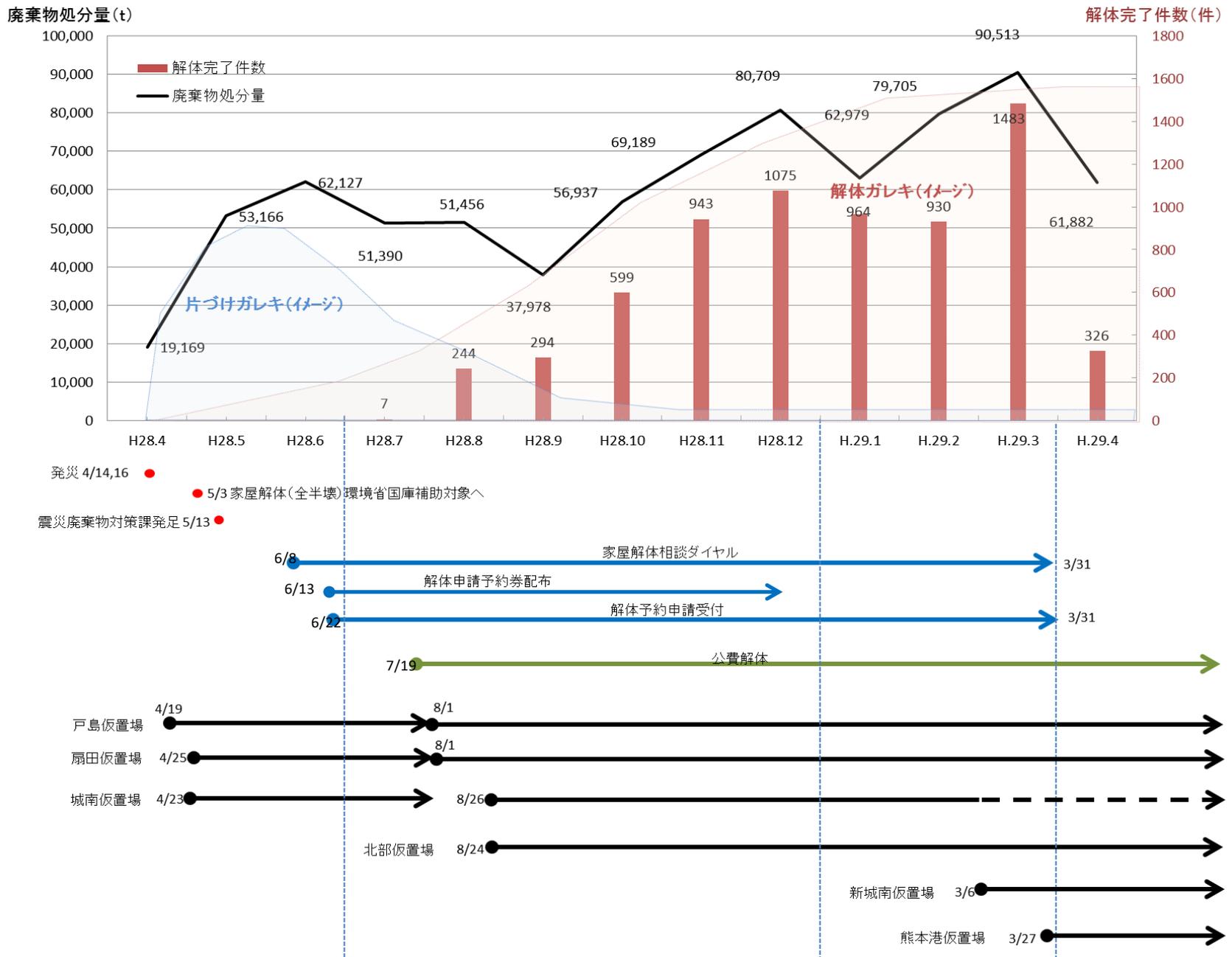


# 1. (3) 熊本地震 災害廃棄物の処理実績

## 種類別災害廃棄物の処理実績

種類	発生量	備考
コンクリートがら	681, 528t	
瓦、ガラス、陶磁器等	204, 740t	瓦、ガラス 等
不燃系混合がれき	187, 117t	
木くず	174, 517t	家具類含む
解体残渣	93, 666t	
可燃系混合がれき	90, 258t	
アスベスト含有建材	53, 958t	石膏ボード、スレート 等
金属くず	12, 468t	アルミサッシ、鉄骨 等
畳、むしろ等	6, 385t	
廃家電等	2, 133t	家電4品目、小型家電
処理困難物	1, 366t	廃油、廃薬品、蛍光灯 等
合計	1, 508, 135t	本市の一廃排出量(H27) 約23.6万トンの約6倍

# 災害廃棄物の処理と被災家屋等解体の経過



# 災害廃棄物処理 業務の全体像

発災

時間の経過

## 全庁対応

- ・避難所運営
- ・り災証明発行
- ・物資輸送  
など

## 片づけガレキの処理

### 片づけガレキ

- ・家財道具
  - ・損壊建物等
  - ・収集方法・体制
  - ・処理方法・体制
  - ・仮置場開設
- ↓  
業務委託契約

## 被災家屋等の公費解体・撤去とガレキ処理

### 制度設計

- 公費解体/自費解体
- ・要綱、様式、QA
  - ・申請受付方法
  - ・広報
  - ・受付体制準備
  - ・相談対応
- ↓  
業務委託契約

### 解体・撤去業務

- 現場調査/解体管理/解体委託
- ↓  
業務委託契約

### 解体廃棄物の処理

- 仮置場準備整備/仮置場管理運営/運搬・処分
- ↓  
業務委託契約

## 災害廃棄物処理実行計画の策定・改訂

(廃掃法第6条第1講に規定する一般廃棄物処理計画として策定する必要があり、災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、適宜、改訂版を作成。(H28.6策定、H28.12改訂、H29.6改訂)

## 予算編成・補助金申請事務

担当部署は  
早い段階で  
災害廃棄物  
処理に専念  
することが必  
要である。

# 平成28年4月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画の概要

平成28年6月14日 熊本市

## 第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

### 計画の目的

今後の復旧・復興に向け、災害廃棄物（片付けガレキ、解体ガレキ）を適正かつ円滑・迅速に処理することが不可欠であり、その実施に関する具体的な計画を「実行計画」として策定するもの。

### 計画の期間

計画策定以降、熊本地震及び余震に伴い発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間とする。

### 計画の見直し

計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に係る精査を行うこととし、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更等があった場合には、適宜計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図る。

## 第2章 被害状況と災害廃棄物の量（平成28年6月1日時点）

### 地震による熊本市の被害状況

区分	戸数
全壊	2,951棟
大規模半壊	2,776棟
半壊	9,600棟
一部損壊	63,437棟
合計	78,764棟



### 種類別災害廃棄物の量

種類	発生量（推計）	備考
コンクリート類	501,000 t	セメント瓦含む
木くず	173,000 t	家具類含む
瓦くず	13,000 t	焼き瓦
金属くず	30,000 t	
混合ガレキ	53,000 t	石膏ボード等
その他	42,000 t	畳、家電4品目、処理困難物等
合計	812,000 t	

※今後、損壊家屋等の解体・撤去の状況等を踏まえ、災害廃棄物処理の各過程において災害廃棄物の量及び質に係る精査を行うこととしており、災害廃棄物の推計量について変動しうることに留意。  
 ※熊本市の1年間の廃棄物の年間排出量（平成26年度実績）は、一般廃棄物は約236,000 t、産業廃棄物は約681,000 t。

## 第3章 災害廃棄物処理の基本方針

### 基本的な考え方

- （1）計画的かつ迅速な処理
- （2）アスベスト飛散防止等の環境に配慮した処理
- （3）地域経済復興への寄与
- （4）安全性の確保
- （5）最少のコストで最大の効果

### 処理期間

#### （1）災害廃棄物の集積

平成30年3月末頃を目途に、損壊家屋等の解体・撤去に伴い発生した解体ガレキ等の全ての災害廃棄物を、仮置場等に搬入することを旨とする。

#### （2）災害廃棄物の処理・処分

平成30年6月末頃を目途に、仮置場等から再資源化施設あるいは最終処分場へ、全ての災害廃棄物の搬出を完了することを旨とする。

## 第4章 災害廃棄物の処理方法

### 災害廃棄物の処理フロー

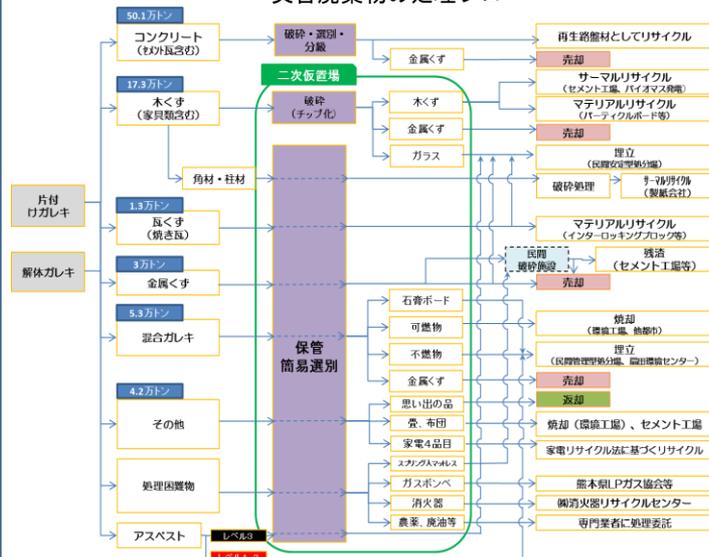
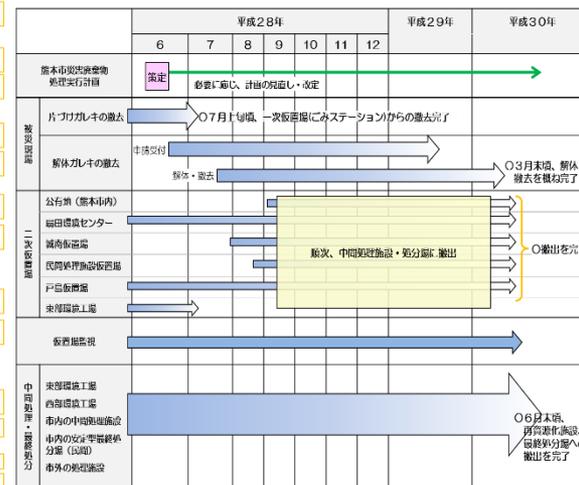


図4-1 熊本地震に伴う災害廃棄物の処理の流れ

※2次仮置場としては、戸島仮置場、城南町仮置場、扇田環境センター内、民間最終処分場内、公有地（熊本市内）を想定

### 災害廃棄物の処理スケジュール



○一般家庭等で発生した片づけガレキについては、同年7月上旬までにステーションから撤去し、東部・西部環境工場等への搬入を完了する。  
 ○損壊家屋等の解体・撤去で発生する解体ガレキについては、平成30年3月末までを目途に二次仮置場等に集積し、早期の処理完了を目指す。

# 災害廃棄物処理の流れ

発災

時間の経過

片づけガレキ

- 家財道具
- 損壊建物等
  - ・瓦
  - ・くずれた外壁
  - ・ブロック塀

一次仮置場  
(ごみステーション等)

被災家屋等の  
解体ガレキ

瓦、柱、コンガラ 等

二次仮置場

清掃工場  
最終処分場

民間処理施設

再生可能コンクリートガラ

# 災害廃棄物処理のポイント

- 1 あらかじめ**仮置場を設定**
- 2 **収集体制・処理先を確保**
- 3 すぐにごみ**の出し方を広報**

## 2. (1) 片付けガレキの処理

災害時のポイント 仮置場の早期確保

### ➤ 熊本市環境局防災計画

一次仮置場、二次仮置場をあらかじめ設定

一次仮置場

ごみステーション  
約2万箇所

収集運搬

直営・委託  
他都市等

二次仮置場

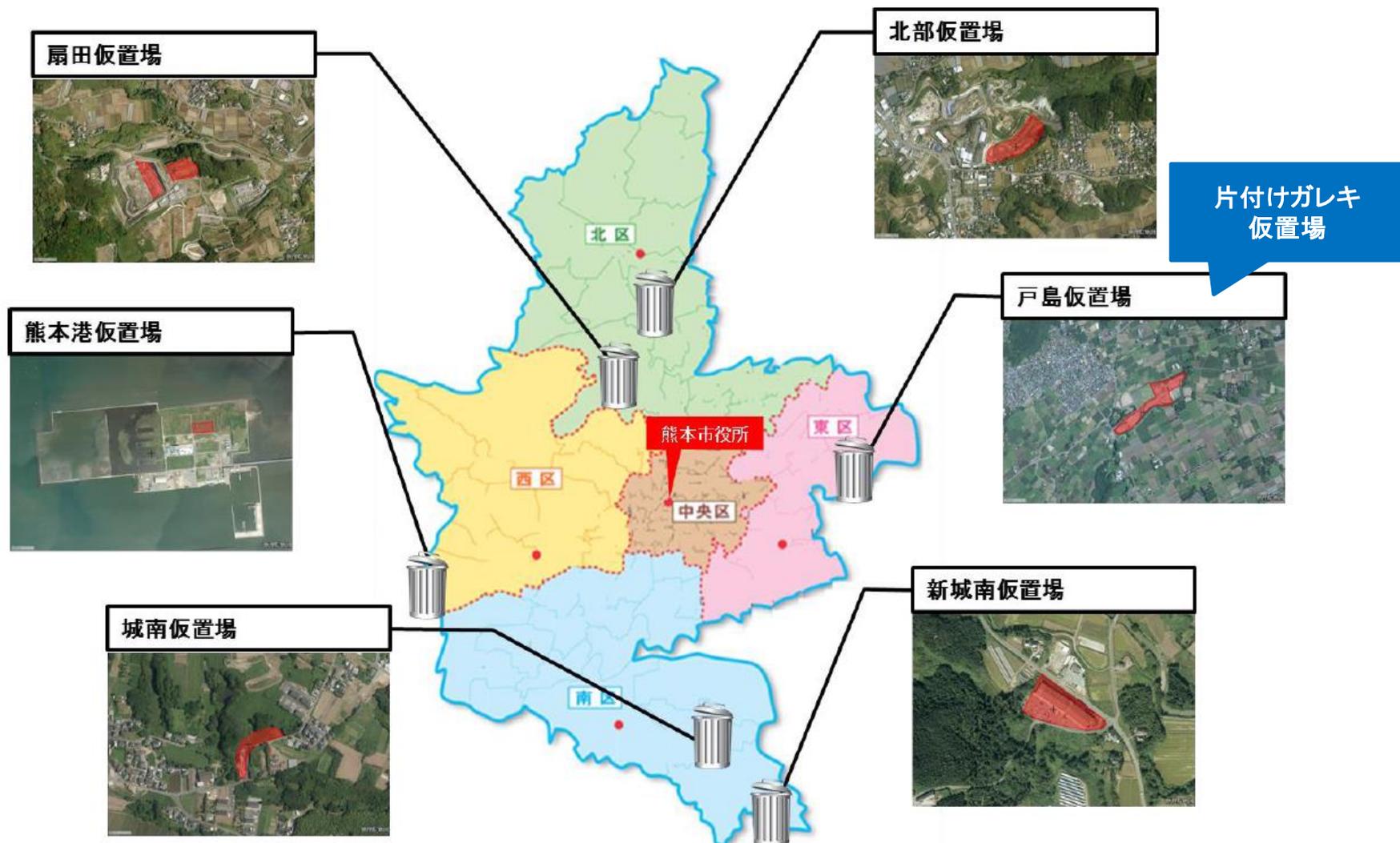
戸島仮置場



# 一次仮置場 = ごみステーション



# 二次仮置場配置力所（解体ガレキ処理用）



# 二次仮置場 = 戸島(H28年4月)



# 戸島仮置場（見取図）

平成28年4月熊本地震発生以降における戸島仮置場の利用範囲の推移



以降は段階的に利用範囲を縮小の後、  
家屋解体廃棄物の仮置場に移行

# 災害時のポイント 収集体制の構築

## 発災直後からの片付けガレキ収集・処理の経過

- 4月14日 <前震>
- 4月16日 <本震> 東部環境工場停止  
家庭ごみの定期収集と 並行して**特別収集を開始**
- 4月19日 戸島仮置場(二次仮置場)を開設
- 4月21日 他自治体等の**収集支援開始**
- 4月22日 **燃やすごみ以外の通常収集を停止**、災害ごみに特化
- 5月 1日 東部環境工場2号炉の運転再開
- 5月17日 東部環境工場1号炉の運転再開
- 6月30日 **特別収集を終了** ⇒ 片付けガレキは戸別収集で対応
- 12月28日 戸別収集の受付を終了し、環境工場等で減免対応
- H30.3月末 片付けガレキの減免終了

# 災害時のポイント 収集体制の構築

## (1) 地元民間団体からの支援

### 災害協定等に基づく支援

熊本県産業資源循環協会(旧熊本県産業廃棄物協会)

熊本市一般廃棄物処理業協同組合

熊本県解体業協会

熊本県建築協会

熊本市造園建設業協会

他

日頃から各団体等との  
コミュニケーションがカギ



## (2) 環境省からの支援(D. Waste-Net)

# 災害時のポイント 収集体制の構築

## (3) 他の自治体等からの支援



- 収集運搬の支援：36団体
- 処理の支援： 24団体
- 車両台数： 延べ2,443台
- 人数： 延べ7,045名



# 災害時のポイント 収集体制の構築

## (4) 自衛隊からの支援 活動期間 (7日間)



延べ車両台数: 101台 延べ人数518人



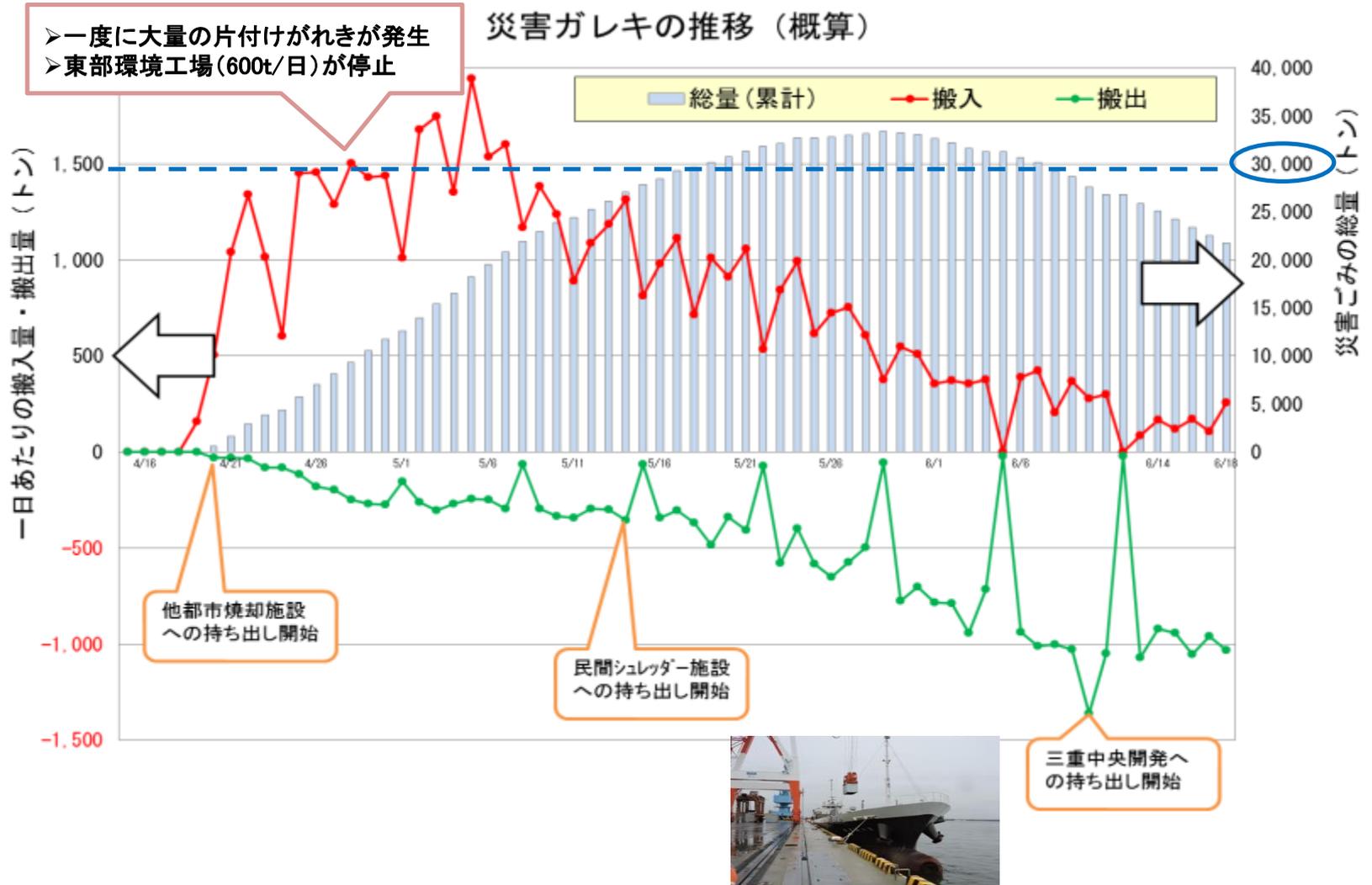
## 災害時のポイント 処理先の確保

- 二次仮置場の保管量が増大⇒**広域処理**



二次仮置場(戸島仮置場)

# 災害時のポイント 処理先の確保



## 2. (2) 被災家屋等の解体・撤去

### 公費解体開始までの経緯

- 5/3**      **丸川環境大臣(当時)来熊  
半壊家屋解体を補助対象とする旨通知**  
※ 阪神・淡路大震災、東日本大震災に続き、日本で3例目
- 5/13**     **環境局内に震災廃棄物対策課を設置**
- 6/13**     **申請のための予約券配布開始**
- 6/22**     **申請の受付開始**
- 7/19**     **公費解体開始**

# 被災家屋等解体・撤去の概要

## 公費解体

- ・ 家屋等所有者の依頼に基づき、熊本市が解体・撤去

家屋等の解体は、本来所有者の責任において行われるべきであるが、震災による被害が甚大で倒壊の危険がある家屋等が多数発生しており、被災者の生活再建と負担軽減を図り、迅速な復旧・復興を図る。

## 自費解体

- ・ 自ら解体業者と契約し、解体を実施した市民に対して、熊本市の基準の範囲内で解体費用を償還

熊本市が実施する公費解体の受付開始前に、倒壊の恐れがある被災家屋等について、二次被害を防止するために解体した者を事後的に救済する制度。被害状況を確認できる罹災証明書や写真がなければ対象外。

# 公費解体の対象等（制度設計）

(1) 半壊以上の個人の家屋等、中小企業者の事業所等

(2) 以下の家屋等は基礎部分（杭基礎は除く）も解体・撤去。  
ただし、地下室がある場合を除く。

- ・ 3階建てまでの戸建住宅
- ・ 戸建住宅以外で、2階建以下かつ高さ10m以下のもの

(3) その他

- ・ 建物の一部解体は不可。
- ・ ブロック塀、倉庫等：損壊がある場合や解体の支障になる場合には、家屋等と一緒に撤去。
- ・ 庭木、庭石：対象外。ただし、解体の支障になる場合には撤去。
- ・ 残置物（衣類、食器等）：原則、解体着工前に所有者等が処分。
- ・ 水道、ガス、電気等：解体着工前に所有者等が手続き。

# 公費解体の流れ

## (0) 予約券配布

- ・ 書類提出日時の予約
- ・ 書類作成方法等の説明

## (1) 申請受付

## (2) 事前立会

- ・ 申請者、解体業者、コンサルの3者
- ・ 解体対象、範囲等確認、アスベスト調査 等

## (3) 解体撤去決定通知

## (4) 解体・撤去工事

## (5) 完了立会

## (6) 完了通知

# 申請受付業務等

- (1) 申請のための予約券を配布
  - 混雑緩和のため、申請の日時を予め指定
- (2) 受付業務を外部委託
  - 混雑時には、市職員も受付業務を実施
- (3) コールセンターを設置(委託)し、被災者からの問合せに対応
- (4) 受付実績      ※ 1件の申請に、母屋、納屋など複数棟あるケースも
  - (公費解体) 10,078件、(自費解体) 3,163件      合計 13,241件



# 対象物件の管理、及び現場調査業務

(1) (一社)日本補償コンサルタント復興支援協会に業務委託(随意契約)

## (2) 業務内容

- 申請内容確認  
登記簿、相続の有無、抵当権等の有無等
- 事前立会  
日程調整、対象建物等(構造・用途・面積等)確認
- 解体費仮算定
- 完了立会  
日程調整、解体費の最終確定

# (参考資料) 立会確認書

「完了立会い記載例 1」

管理番号 〇〇〇〇〇

## 被災家屋等の解体・撤去に係る立会い確認書

建物等所有者	(住所) 熊本市〇〇区〇〇町〇番〇号 (氏名) 熊 本 太 郎
り 災 場 所	熊本市〇〇区〇〇町〇番〇号
所 在 地 番	熊本市〇〇区〇〇町〇番〇号

### 解 体 家 屋

構 造	用 途	延床面積	数量	単位	完了の確認
木造	2階建	専用住宅	78.66	m <sup>2</sup>	1 棟 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未了
			m <sup>2</sup>	棟	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未了
			m <sup>2</sup>	棟	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未了

### そ の 他 敷 地 内 の 解 体 附 帯 物

種 類	計 算 式	数量	単位	完了の確認
ﾌﾞｯｸﾙｰﾝ・門柱	0.12×1.0×100×2+ 0.5×0.5×1.0×2	0.74	m <sup>3</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未了
樹木		5	本	<input checked="" type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未了
				<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未了

備 考

事 前 立 会 い  
(立会い日) 平成 28 年 〇 月 〇 日

完 了 立 会 い  
(立会い日) 平成 28 年 〇 月 〇 日

(立会い者)  
住所 熊本市〇〇区〇〇町〇番〇号  
氏名 熊 本 太 郎 (捺印)  
096-〇〇〇-〇〇〇  
連絡先 (携帯) -〇〇〇-〇〇〇  
所有者との関係 本人

住所 熊本市〇〇区〇〇町〇番〇号  
氏名 熊 本 次 郎 (捺印)  
096-〇〇〇-〇〇〇  
連絡先 (携帯) -〇〇〇-〇〇〇  
所有者との関係 子

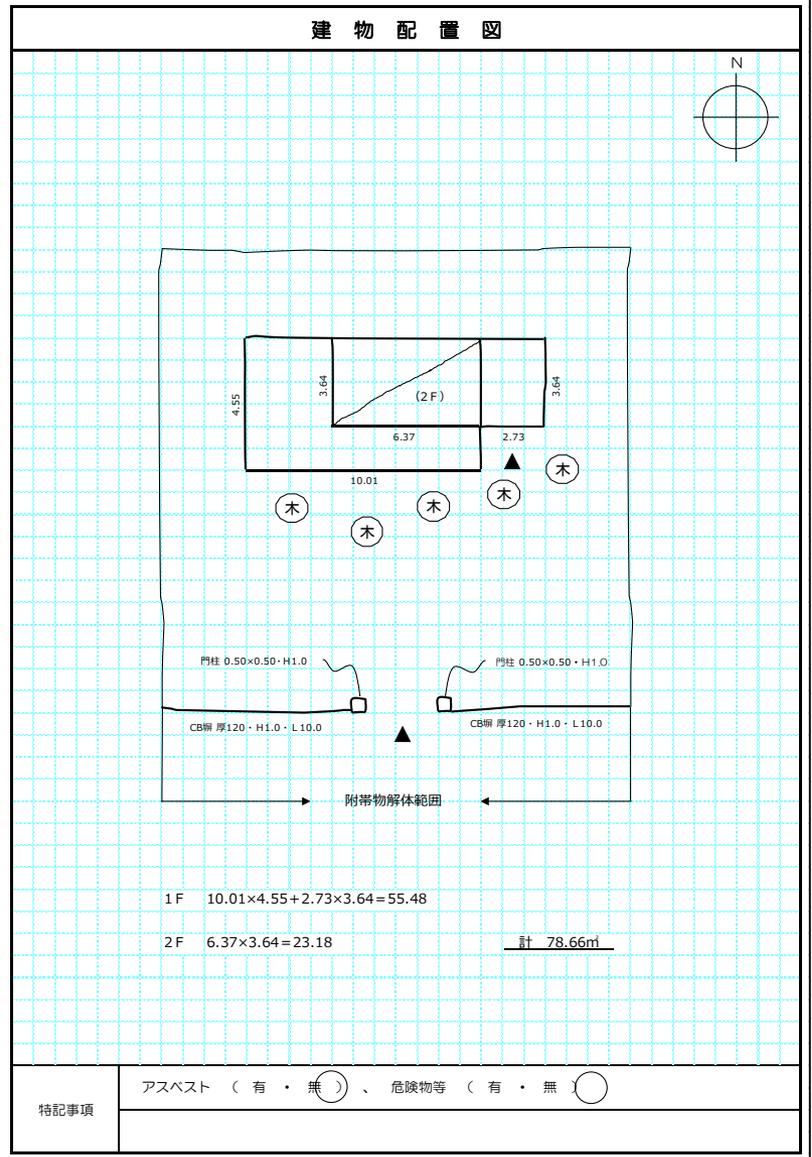
(解体業者)  
(-社) 熊本県解体工業協会  
会社名 〇〇会社 〇〇工業  
担当者 解 体 太 郎 (捺印)

(-社) 熊本県解体工業協会  
会社名 〇〇会社 〇〇工業  
担当者 解 体 太 郎 (捺印)  
※完了立会者は、原則、事前立会い者と同じ者とする。

(補償ｺﾝｼﾞﾙ)  
会社名 〇〇会社 〇〇コンサルタント  
担当者 補 償 太 郎 (捺印)

会社名 〇〇会社 〇〇コンサルタント  
担当者 補 償 太 郎 (捺印)  
※完了立会者は、原則、事前立会い者と同じ者とする。

## 建 物 配 置 図



# 解体・撤去業務

- (1) (一社)熊本県解体工事業協会に業務委託(随意契約)
- (2) 単価契約(建物の構造ごとに床面積あたりの単価等を設定)
- (3) 事前立会から解体・撤去、廃棄物運搬、完了立会までを実施
- (4) アスベスト(レベル1,2)除去については別途委託



# 振り返り(解体・撤去)【1】

## 1 解体件(棟)数

- ・ 件数の想定が困難、熊本市は当初想定の1.5倍以上を解体
- ・ 予算、補助金の積算根拠

## 2 申請時の混雑

- ・ 必要書類を何も持参しない
- ・ 書類の再提出による混雑、苦情等

## 3 権利関係者の同意

- ・ 相続の未登記
- ・ 区分所有建物

## 4 解体時期の調整

- ・ 倒壊のおそれによる早期の解体希望
- ・ 新居建築時期に合わせた着工遅延希望

# 振り返り(解体・撤去)【2】

## 5 解体業者の確保(初期)

## 6 解体家屋内の残置物の処理

- ・ 高齢等の理由により処理困難
- ・ 解体着手遅延の要因の一つ

## 7 一部解体

- ・ 増築部分は残して解体してほしい等

## 8 騒音、粉塵、アスベスト建材

- ・ 古い町並みは養生設置が困難、手壊し解体にて対応
- ・ 建材を破碎せずにきれいに剥がして内部解体

## 9 解体完了後の整地

- ・ 重機でならず程度の整地は実施(客土は行わない)

# 解体廃棄物処理

## 分別解体【1】

品目		分別ルール等	
コンクリートがら	コンクリートがら(再生可)	こぶし大程度の石の付着は可	
	コンクリートがら(再生不可)	タイル等が付着しているもの	
下ごみ、解体残渣		20cm程度の木くず等は混入可	
可燃系廃棄物	1m未満	可燃物	
		布団、衣類等	
	1m超過	プラ製家具等	中身は出しておく
	塩ビ類		塩ビ管、継ぎ手
不燃系廃棄物	石綿含有建材	スレートくず	フレコンバッグで搬入 フレコンに青色マーキング 紙、木等を含まない
		コロニアル	
		ケイカル板等	
		石膏ボード	フレコンバッグで搬入 フレコンに赤色マーキング
		木毛セメント板等	

## 分別解体【2】

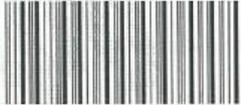
品目		分別ルール等	
不燃系廃棄物	安定型 品目	瓦くず	セメント瓦と陶器瓦は分別
		レンガ	可燃物を混入させないこと
		ラスモルタル	
		ガラス・陶磁器	
	ルーフィング	瓦と分離し、ルーフィングのみに	
	土壁・泥壁	竹等と分離(竹は木くず)	
	自然石	加工、未加工で分別	
木くず	木くず(柱・梁)	大型のボルト、カスガイは除去	
	木くず(生木、その他)	泥はできるだけ落とす	
	木製家具類	中身は出しておく	
金属くず			
その他	畳		

## 分別解体【3】

品目		分別ルール等	
その他	家電	家電4品目	冷蔵庫の中身は取り除く
		パソコン	
		その他家電	電子レンジ、扇風機、掃除機等
	処理 困難物	ソファ・マットレス	スプリングなしは布団扱い
		廃タイヤ	
		太陽光パネル	
	危険物 (抜粋)	ガスボンベ	
		廃油・廃塗料	
		廃農薬・廃薬品	
		消火器	
		電池・バッテリー	
		蛍光灯	

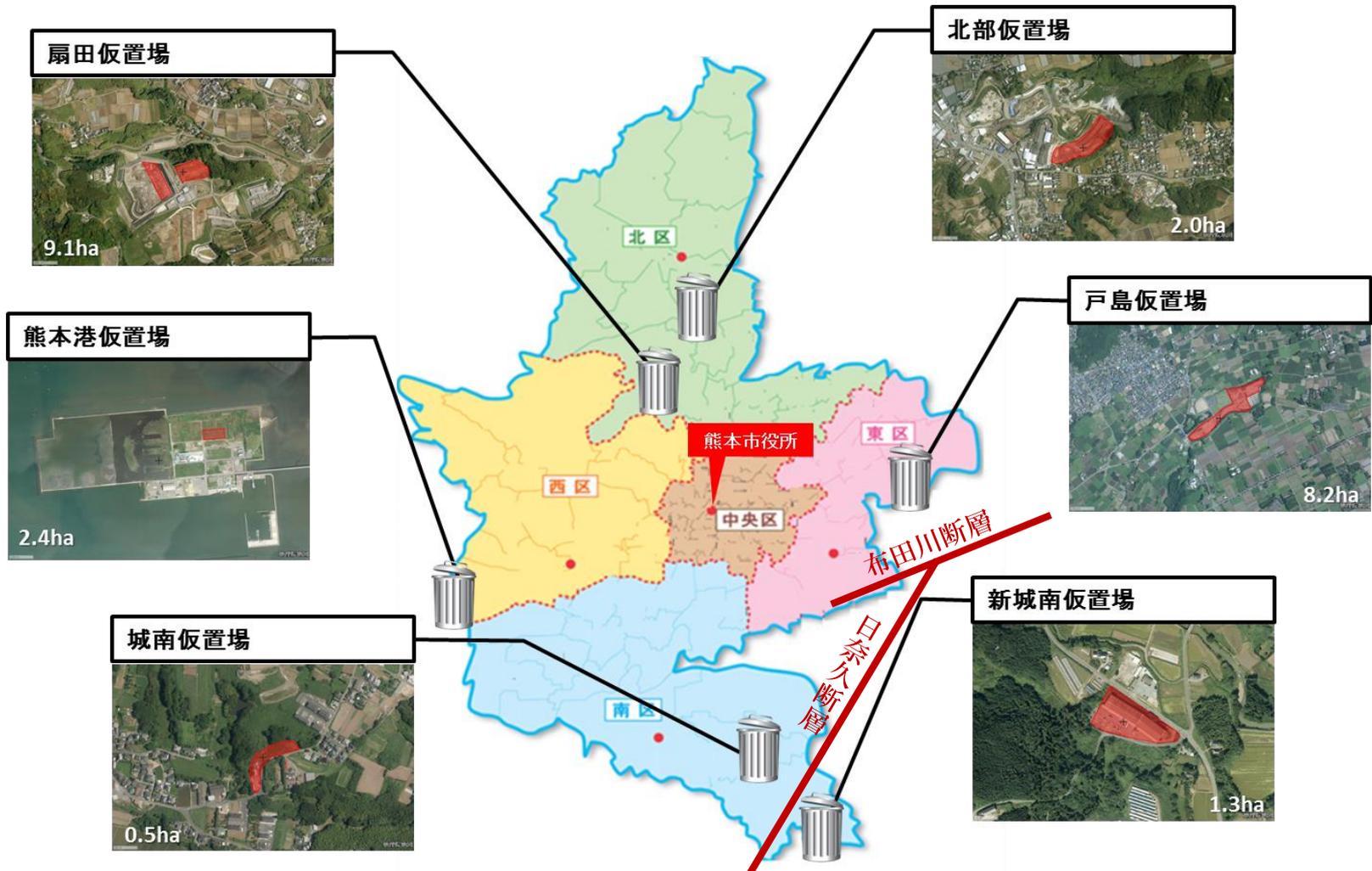
# (参考資料) 特別搬入証

- ・ 不正搬入の防止
- ・ 複写偽造防止用紙、電子印により作成負担軽減

熊本地震による公費家屋解体廃棄物搬入業務		公費	震廃対
<b>特別搬入証</b>		<b>【全壊】</b>	
<b>担当業者 (株)</b> [REDACTED] ( )			
<b>管理番号 16 1011 102</b>			
〔標準搬入仮置場〕			
<b>&lt;解体家屋住所&gt;</b> 熊本市南区 [REDACTED]		<b>&lt;有効期間&gt;</b> 平成 29 年 2 月 3 日 から 平成 29 年 3 月 2 日 まで	
<b>&lt;解体家屋&gt;</b> 木造平家建 専用住宅 119.96 m <sup>2</sup>		発行日 平成 29 年 1 月 30 日 熊本市長 大西 一史	
			
<b>&lt;受け入れ施設使用欄&gt;</b>			

# 二次仮置場の設置(解体ガレキ)

・被災家屋等の解体に伴い発生する廃棄物処理のため、効率性や交通渋滞等を考慮し、市内一円に二次仮置場を設置。



# 二次仮置場の整備【1】

## ● 仮置場の環境負荷低減

戸島仮置場整備前



① アスファルト舗装＝汚染物質の地下浸透対策



② 仮囲いの設置＝騒音・粉じん対策



③ 仮設テントの設置＝騒音・粉じん対策



# 二次仮置場の整備【2】

## ● 中間処理施設の設置

① 破碎機＝木くず、可燃物、畳



② 圧縮梱包機＝畳(破碎物)



③ 選別ライン＝解体残渣(下ごみ)



鴻池組・前田産業・前田環境クリーン・九州産交運輸・味岡建設 連合体  
熊本地震に伴う被災家屋解体廃棄物等処理業務委託  
戸島仮置場：平成29年9月2日撮影



仮設テント  
(混合廃棄物選別)

仮設テント  
(畳破碎・圧縮)

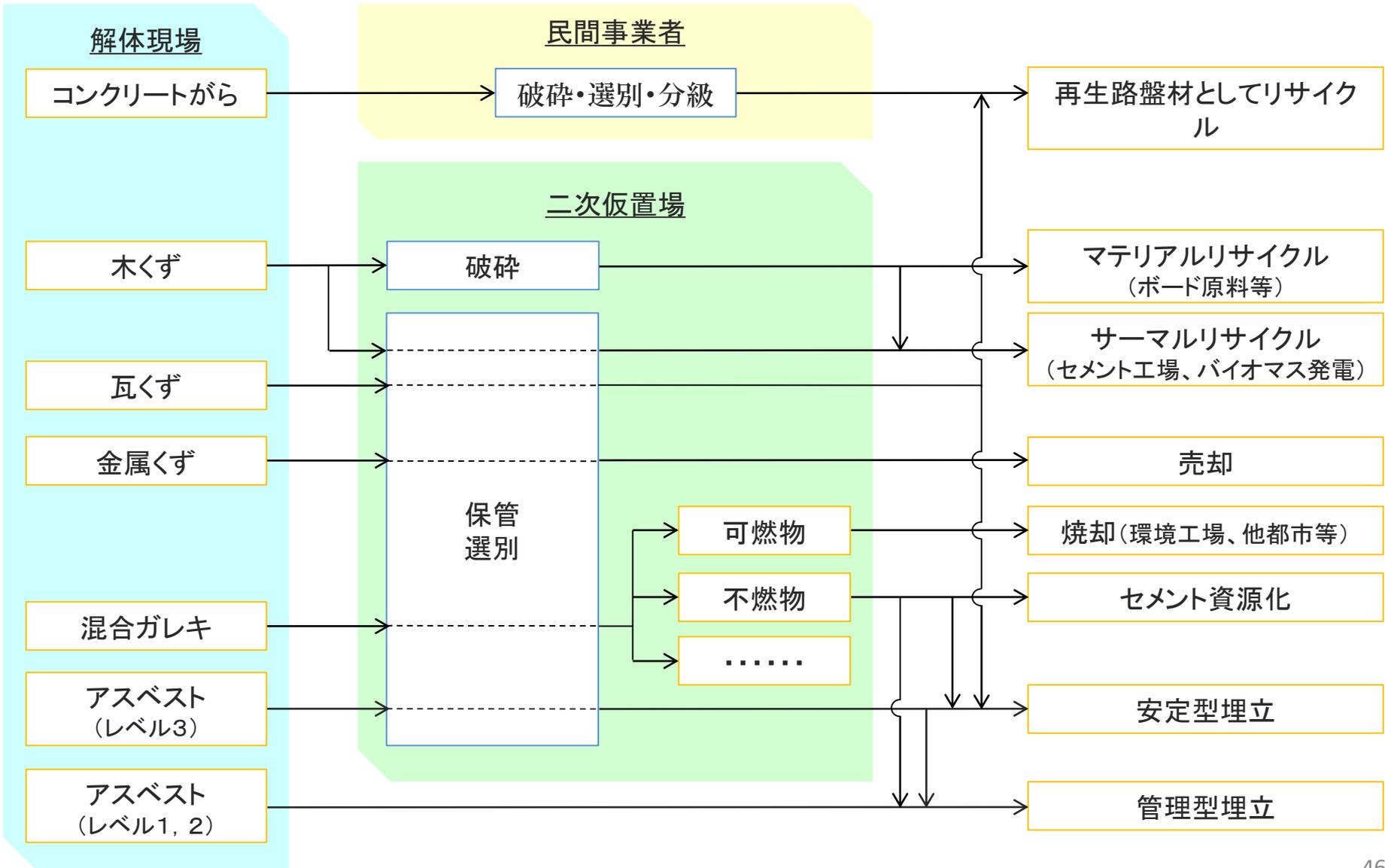
パークゴルフ場

仮設テント  
(木くず破碎)

縮尺 1 : 2000 (A3)

0 20 40 80 120 160  
メートル

# 解体廃棄物の処理フロー（抜粋）



# 二次仮置場における中間処理【1】



# 二次仮置場における中間処理【2】



# 二次仮置場における中間処理【3】



# 二次仮置場における中間処理【4】



# 二次仮置場からの搬出・運搬【1】

## ● 陸送



# 二次仮置場からの搬出・運搬【2】

## ● 鉄道輸送



# 二次仮置場からの搬出・運搬【3】

## ● 海上輸送



# 処分【1】

コンガラ＝破砕(再生砕石)



木くず、畳等＝セメント原燃料化



# 処分【2】

石膏ボード等＝管理型埋立



スレート等＝安定型埋立



# 処分実績

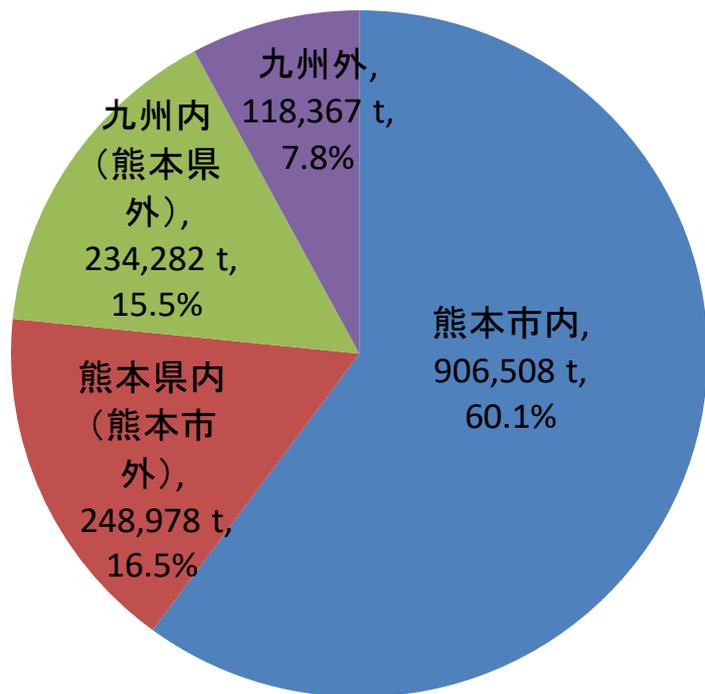
## (1) 処分量

150万8千トン

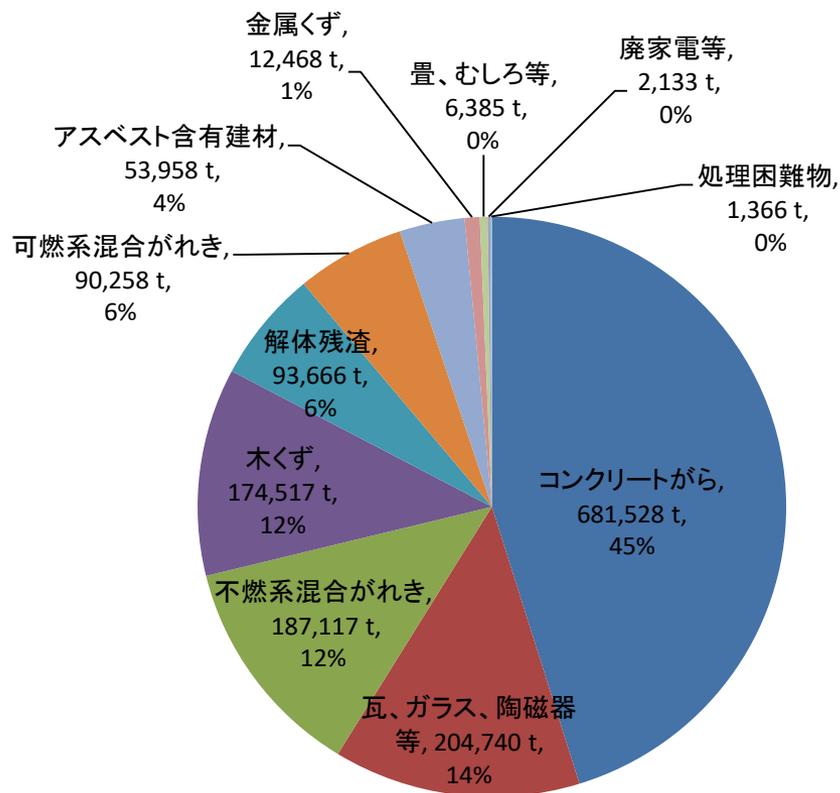
## (2) リサイクル率

約70%

## (3) 広域処理



## (4) 処理品目の内訳



# 振り返り(解体廃棄物処理)【1】

## 1 分別ルール

- ・ ルールの浸透までに時間が必要
- ・ 問合せ・苦情が多数(コールセンター設置後、解消)

## 2 発生する廃棄物の想定(質、量)

- ・ り災証明書の発行、判定数が日々変わる
- ・ 建物構造別の発生原単位は文献によって様々であるため  
根拠選定が困難

## 3 建築・土木など技術職員の不足

- ・ 仮置き場の整備や管理、運営に係る業務と解体・撤去管理業務の  
兼任は困難
- ・ 知事会、市長会等を通じ、他都市より派遣職員を確保

# 振り返り(解体廃棄物処理)【2】

## 4 処理先の確保

- ・ 大量の多様な品目の廃棄物が発生
- ・ 可燃系処理施設の操業停止、処理能力低下による二次仮置き場への過剰保管
- ・ 域内のみで処理することは困難であり、広域処理が必須

## 5 仮置き場用地の確保

- ・ 平常時から、一定の広さの土地を選定・確保しておく
- ・ 平常時から、候補地の周辺住民等との交流、情報提供

## 6 廃棄物処理法上の手続き

- ・ 域外で処理する場合、施設が設置されている自治体に予め通知が必要
- ・ 産廃処理施設で災害廃棄物(一廃)を処理するためには、特例の届出が必要
- ・ 仮置き場に破砕機等を設置する場合、予め条例を制定すると迅速な設置が可能 ※ 次スライド参照

# 非常災害時の一廃処理施設設置の特例

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 【略】

⇒ 各市町村が条例を定めることで、災害時に速やかな処理施設の設置が可能

# 振り返り(解体廃棄物処理)【3】

## 7 ごみ焼却施設の能力

- ・ 施設整備時に、災害対応分の余力をどの程度確保するか

## 8 災害廃棄物処理期間中の台風等への対応

- ・ 台風、大雨等による廃棄物の飛散、流出等への対策が必要
- ・ 新たな災害廃棄物が発生した場合、対応が困難

## 9 仮置き場への不正搬入

- ・ 熊本市の解体廃棄物を他市町村の仮置き場へ搬入
- ・ 市外の廃棄物を熊本市の仮置き場へ搬入
- ・ 不正搬入を行った業者へのペナルティを決めておき、事前周知

## 10 金属くずの売却

- ・ 解体業者が仮置き場へ搬入せず、買い取り業者へ売却する可能性

### 3 課題

## 災害廃棄物処理の課題1 市民への周知

発災直後の周知内容が不十分 ⇒ **多数の家電4品目**

**市民に対し、迅速かつ  
分かりやすい情報提供を**



## 災害廃棄物処理の課題2 一次仮置場 = ごみステーション



災害ごみが市内各地へ分散  
市民搬入による仮置き場周辺  
での交通渋滞緩和

**一方で...**

狭い道路にて交通支障が多発  
生ごみなどの通常ごみの上に災害  
ごみが積み上げられる



# 災害廃棄物処理の課題3 受援体制

## 支援団体との連絡調整に苦慮(人手不足)

対策

### 九州3政令市災害廃棄物処理の相互支援協定 平成29年6月1日締結



時間	被災市	支援市
発災後 24時間	発災	
	災害廃棄物処理	即応班の派遣について被災市・他の支援市に連絡 即応班を派遣 共同で被災状況の把握・必要な支援の検討
1週間程度	即応班の受け入れ	国・県等への報告 他都市との調整 自市からの支援
	支援業務の説明・指示等	情報把握等を継続 国、地方公共団体等の広域的な支援へ移行

# 本市の新たな取り組み

- 1 災害廃棄物処理計画の見直し
- 2 災害記録史の作成(廃棄物処理に特化したものも作成)
- 3 災害協定(自治体・民間)の締結
- 4 家庭ごみ収集運搬・中間処理委託業者との定期協議
- 5 災害時特別収集に係る契約書・仕様書・様式の事前提示
- 6 熊本地震関連文書等保存・検索システムの構築 etc

# 災害廃棄物処理のポイント(再掲)

- 1 平時から、あらかじめ**仮置場を設定**しておく。
- 2 災害廃棄物の**収集体制・処理先**を早急に**確保**する。  
⇒直営(行政)だけでなく環境省、県、他自治体、  
民間団体、ボランティア等との連携が重要
- 3 ごみの**出し方**について、**市民にわかりやすく周知**する。  
⇒排出可能場所や品目などの効果的な周知  
⇒災害可燃ごみと災害不燃ごみと生活ごみを分ける  
特に生ごみの収集に支障がないような排出が重要

ご静聴ありがとうございました。

